

## 口座振替納付済通知書の一部種目の送付廃止について

市税等を口座振替で納付していただいている納付義務者に対して、全期分の振替終了後(国保税・介護保険料・後期高齢者医療保険料については12月の引落とし終了後)に、口座振替納付済通知書を送付しておりましたが、令和6年度から経費削減、事務効率化及び省資源化の観点から一部の種目を除き、送付を廃止させていただくこととなりました。(軽自動車税(種別割)については令和7年度から廃止いたします。)

皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 【口座振替納付済通知書の送付廃止対象種目】

口座振替納付済通知書送付廃止対象種目	最終発送時期
市県民税(普通徴収)	令和6年2月中旬頃(令和5年度分)
固定資産税・都市計画税(土地・家屋)	令和6年3月中旬頃(令和5年度分)
固定資産税(償却資産)	令和6年3月中旬頃(令和5年度分)
保育料	令和6年4月中旬頃(令和5年度分)
軽自動車税(種別割)	令和6年6月中旬頃(令和6年度分)

※軽自動車税(種別割)については令和7年度から廃止します。(納税確認の電子化により、原則、車検用の納税証明書を提示しなくても車検が受けられるようになりました。)

### 【従来通り送付する対象種目】

従来通り送付する対象種目	発送時期
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料	翌年1月中旬

### 【口座振替納付済通知書の一部種目廃止に関するご質問(Q&A)】

Q なぜ送付を廃止したのですか？

A これまで、口座振替納付済通知書(以下「納付済通知書」)を送付しておりましたが、納付済通知書に記載している内容は、振替口座の預貯金通帳への記帳により確認できる内容となっておりますので、経費削減、事務効率化及び省資源化の観点から、廃止することといたしました。

Q 引落とし結果の確認方法はどちらがよいですか？

A 納税(納入)通知書または利用者負担額決定通知書(保育料)に記載されている金額を納期限日以降に振替口座の預貯金通帳への記帳により、ご確認ください。

Q 確定申告に納付済通知書を使用していたが、どちらがよいですか？

A 確定申告の際に固定資産税を必要経費として申告する場合は、納付済通知書の添付は必要ありません(長崎税務署確認済)。毎年5月に資産税課より、お送りしている納税通知書により、税額を確認できますので、そちらをご利用ください。また、引き落とし額を確認したい場合は納期限日以降に振替口座の預貯金通帳への記帳により、確認してください。公的な証明として、納付済額を確認したい場合は、納税証明書を取得してください。なお、社会保険料控除対象となる国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料につきましては、従来通り送付いたします。

Q 軽自動車税の納付済通知書を車検に使用していたが、どうなりますか？

A 令和6年度分までは従来通り送付いたします。車検時における納付情報の確認が電子化され、車検用納税証明書が原則、不要となりました。